

令和 8 年度（第6期）
第 1 回安平町町民自治推進委員会

議 案



Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef 
for every child

日 時 令和 8 年 8 月 24 日（火）午後 3 時 30 分～

場 所 安平町役場総合庁舎 2 階 中会議室 1

次 第

1 開会

2 委嘱状の交付 任期：令和8年7月14日～令和10年7月13日

3 町長あいさつ

4 委員自己紹介 ～お一人様、3分程度

5 議 事

(1) まちづくり基本条例など関連条例の概要について【説明】

(2) 町民自治推進委員の役割などと、これまでの取組みについて【説明】

(3) 委員長及び副委員長の選出について【議事】

○安平町町民自治推進委員会条例（抜粋）

（委員長及び副委員長）

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

委員長：_____

副委員長：_____

6 その他

- ・広報の掲載（写真使用）について
- ・次回の開催について

7 閉 会

(1) まちづくり基本条例など関連条例の概要について

①関連条例の体系

- ・平成 25 年 12 月に公布した「安平町まちづくり基本条例」を平成 26 年 12 月 26 日に施行。
- ・このほか、「安平町町民参画推進条例」など、関連条例も施行。

条 例 名	内 容
①まちづくり基本条例	安平町の憲法的な位置付け。行政・町民・議会のそれぞれの役割を担いながら、みんなが参加して「まちづくり」を進めるためのルールが規定
②町民参画推進条例 (まちづくり基本条例 第 12 条)	まちづくりへの町民参画と協働に向け、行政が実施する施策のうち、町民生活に大きく関連するものを企画・計画する場合には、事前に町民が参画し、意見や提案が行える制度をルール化。
③住民投票条例 (まちづくり基本条例 第 13 条)	町の将来を左右する重要事項の決定について、直接町民の意思を確認するため設けられた制度。いつでも住民投票ができるよう、条例を常設型としたことが特徴。
④議会基本条例 (まちづくり基本条例 第 31 条)	町民に身近に感じてもらい、信頼される創造力が豊かで存在感のある議会をめざして、議会の運営や議員が行うべきなどが定められた条例。
⑤町民自治推進委員会条例 (まちづくり基本条例 第 37 条)	まちづくり基本条例や町民参画推進条例が、制定後も「きちんと運用されているか」「修正するべきところはないか」などの運用状況を確認するための町民組織として委員会を設置。

議会基本条例を除き、町（行政）として制定したこれらの条例には、その内容を分かりやすく説明する「逐条解説書」を作成。

町民には、逐条解説のダイジェスト版を全戸配布。町のホームページにも掲載している。

②安平町町民参画推進条例について

(1) 町民参画の対象となる重要施策等

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたっては事前に町民参画の手続を行います。

①総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更
例) 安平町総合計画(基本構想と基本計画)、安平町地域防災計画、安平町過疎地域自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画など
②町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
例) 安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など
③町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
例) ・安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例 ・公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例 ・その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など
④大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費(用地費、調査設計費を含む)が概ね5億円を超える事業
⑤町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定
例) 施設の統廃合、地域公共交通の再編 など
⑥上記①から⑤のほか、町長が特に必要と認める事項

(2) 町民参画手続の適用対象外

次の項目に該当する場合には、(1)で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ・軽易なもの
- ・緊急に行う必要のあるもの
- ・法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの(町の判断の余地がないもの)
- ・町の内部事務処理に関するもの
- ・税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

* 「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由(緊急に行う必要があるものと判断した理由)を町広報紙・町ホームページで公表します。

(3) 町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第7条と施行規則第6条で規定。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせるよう努めることとしています。

条例第7条（区分）	施行規則第6条（具体的方法）
(1) パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続き	☐ パブリック・コメント ☐ アンケート調査 ☐ モニター制度
(2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続き	☐ 町民説明会 ☐ ワークショップ
(3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続き	☐ 審議会等 ☐ ワークショップ

[複数の組み合わせ例]

- ◆アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント（総合計画策定）
- ◆ワークショップ+町民説明会（大規模施設建設）
- ◆審議会等+パブリック・コメント（条例改正）

■ 町民参画手続の実施状況（令和7年度実績）

対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

(1) パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】 【総務課情報グループ】	デジタル技術を中心とした社会変革により、『デジタル技術を活用した便利で快適に暮らせるまちの実現』を目指す姿勢とし、実現に向けたその見通しをたてるため、安平町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】を策定するもの。	令和7年9月19日～10月14日	広報笑顔9月号、HPお知らせ欄、総合庁舎及び総合支所での閲覧、10/4苫小牧民報	町民	1名2件	HP(パブリックコメントページ)、担当窓口での閲覧	
2	安平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更【政策推進課政策推進グループ】	過疎地域の持続的発展に関する特別措置法に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現の為に策定するもの	令和7年11月10日～令和7年12月3日	広報笑顔11月号、町HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	意見なし	HP(パブリックコメントページ)、担当窓口での閲覧	
3	安平町下水道ビジョン・経営戦略(案)の策定【水道課 業務グループ】	経営環境が厳しくなる中これまで以上に精緻に経営の現状分析や中長期的な視点からの将来予測を行って課題を抽出し、課題解決に向けた取組みにより一層の経営基盤の強化を図っていくため策定するもの	令和8年1月9日～2月6日	広報あびら1月号、町HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	意見なし	HP(パブリックコメントページ)、担当窓口での閲覧	
4	安平町森林整備計画の樹立について 【産業振興課土地改良・林務G】	森林法に基づき、令和8年度から令和18年度までの森林整備計画を樹立(策定)するもの。	令和8年2月10日～3月10日	HP・総合庁舎及び総合支所での閲覧(縦覧)	町民	意見なし	HP(パブリックコメントページ)、担当窓口での閲覧	

(2) アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1	第3次総合計画策定に関するまちづくり町民アンケート	第3次総合計画の策定に向けて、第2次総合計画における振り返りとしての満足度調査と、将来に向けた重要度調査を実施し、策定に係る検討材料とするもの。	令和7年7月7日～8月6日	広報あびら7月号に折込み	町民	389件	HP・広報あびら3月号から実施中	

(3) モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	該当なし							

(4) 町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	追分の学校を考える会キックオフ住民説明会 【教育委員会事務局】	将来的な追分地区における学校の在り方を検討するにあたり、学校のコンセプトを策定を進めるため、地域住民からの意見聴取を目的として開催したキックオフの住民説明会を実施したもの。	令和7年9月6日(土)	HP、LINE@、広報折込	町民、出身者、通勤者等	68名	HP・広報10月号、担当窓口での閲覧	

(5) ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	第3次総合計画策定に関する100人会議	第3次総合計画の策定に向けて、住民のウェルビーイングについて考えるもの。	令和7年8月29日	HP、LINE@	町民	88名	HP	
2	追分の学校を考える会キックオフ住民説明会(再掲) 【教育委員会事務局】	将来的な追分地区における学校の在り方を検討するにあたり、学校のコンセプトを策定を進めるため、地域住民からの意見聴取を目的として開催したキックオフの住民説明会を実施したもの。	令和7年9月6日(土)	HP、LINE@、広報折込	町民、出身者、通勤者等	68名	HP・広報10月号折込、担当窓口での閲覧	
3	第1回追分の学校を考える会 【教育委員会事務局】	追分地区の学校を考えるにあたり、どんなみらいがほしいのか？どんなまちにしたいのか？についてワークショップを実施。	令和7年9月27日(土)	HP、LINE@、広報折込	町民、出身者、通勤者等	30名	HP・広報10月号折込、担当窓口での閲覧	
4	第2回追分の学校を考える会 【教育委員会事務局】	追分地区の学校を考えるにあたり、これからの時代の学びや学校づくりで大切にしたいことをテーマにワークショップを実施。	令和7年10月28日(火)【3部開催】 ・1部:9:30～12:00 ・2部:16:00～18:30 ・3部:18:30～21:00	HP、LINE@、広報折込	町民、出身者、通勤者等	計35名	HP・広報10月号折込、担当窓口での閲覧	

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】 【総務課情報グループ】	デジタル技術を中心とした社会変革により、『デジタル技術を活用した便利で快適に暮らせるまちの実現』を目指すべき姿とし、実現に向けたその見通しをたてるため、安平町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】を策定するもの。	第1回安平町未来創生委員会 令和7年6月27日(金)	1号(計画の変更)に該当 安平町未来創生委員会において計画案を説明・意見を聴取。	HP(会議録公表ページ)
2	安平町第3次総合計画【政策推進グループ】	第2次総合計画が2026年度で満了することに伴い、策定に関する諮問を包括的にを行い、審議作業を継続して実施するもの。	第1回安平町未来創生委員会 令和7年6月27日(金)	1号(計画の策定)に該当 安平町未来創生委員会において計画策定に関する今後の方向性について意見交換	HP(会議録公表ページ)
3	安平町第3次総合計画【政策推進グループ】	第2次総合計画が2026年度で満了することに伴い、策定に関する諮問を包括的にを行い、審議作業を継続して実施するもの。	第2回安平町未来創生委員会 令和7年8月27日(水)	1号(計画の策定)に該当 安平町未来創生委員会における新委員による委員会に対し正式諮問	HP(会議録公表ページ)
4	安平町下水道ビジョン・経営戦略(案)の策定【水道課 業務グループ】	経営環境が厳しくなる中これまで以上に精緻に経営の現状分析や中長期的な視点からの将来予測を行って課題を抽出し、課題解決に向けた取組みにより一層の経営基盤の強化を図っていくため策定するもの	第2回安平町行政改革推進委員会 令和7年11月20日(木)	1号(計画の策定)に該当 安平町行政改革推進委員会において下水道ビジョン・経営戦略(案)を説明・意見を聴取。	HP(会議録公表ページ)
5	安平町第3次総合計画【政策推進グループ】	第2次総合計画が2026年度で満了することに伴い、策定に関する諮問を包括的にを行い、審議作業を継続して実施するもの。	第3回安平町未来創生委員会 令和7年12月11日(木)	1号(計画の策定)に該当 安平町未来創生委員会において計画策定に関する進捗状況を報告し、意見交換	HP(会議録公表ページ)
6	安平町第3次総合計画【政策推進グループ】	第2次総合計画が2026年度で満了することに伴い、策定に関する諮問を包括的にを行い、審議作業を継続して実施するもの。	第3回安平町町民自治推進委員会 令和8年3月27日(金)	1号(計画の策定)に該当 安平町町民自治推進委員会において計画策定に関する町民参画状況や進捗状況を報告し、意見交換	HP(会議録公表ページ)

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町鳥獣被害防止計画の変更【産業振興課】	鳥獣による農作物が発生していることから、被害防止対策に取り組むため、計画を策定しているもの。 ※今回はエゾシカ捕獲計画頭数の増加に伴う変更	非該当 判断日 令和7年10月16日	条例第6条第2項第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの)により実施しない。 (鳥獣による水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づき策定)
2	安平町介護保険条例の一部を改正する条例【健康福祉課】	令和7年度税制改正による給与所得控除の引き上げに伴う介護保険法施行令改正の影響によって介護保険料が増額となる第1号被保険者について、減免を実施するため。	非該当 判断日 令和8年2月27日	条例第6条第2項第5号(税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)により実施しない。

＊ 条例第6条第2項第2号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件

(2) 町民自治推進委員の役割などと、これまでの取組みについて

①安平町町民自治推進委員会について

[町民自治推進委員会とは]

安平町まちづくり基本条例は「育てる条例」として、その内容をいかに実践していくかが問われており、「町民のまちづくりへの参画」や「情報の共有」がきちんと実践されているか、また、守られているかなど条例の運用状況のチェックや、条例内容の見直しを図るための調査・審査機関となります。

また、同時制定した安平町町民参画推進条例に規定する町民参画手続きの実施状況等についても併せてその実施状況等をチェックし、やり方などについて意見する役割を担っています。

[町民自治推進委員会の設置の根拠]

○安平町まちづくり基本条例（抜粋）

（町民自治推進委員会の設置）

第 37 条 町長の諮問に応じ、町民の視点に立って、この条例に基づくまちづくりを推進するため、町民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

○安平町町民自治推進委員会条例（抜粋）

（所掌事項）

第 2 条 推進委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は建議する。

- （1）まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項
- （2）町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項
- （3）その他町長が特に必要と認める事項

○安平町町民参画推進条例（抜粋）

（推進委員会の役割）

第 12 条 町民参画の適切な運用及び町民参画を推進する上で必要な事項の審議は、推進委員会で行うものとする。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、町民参画の推進に関する事項について、町長に意見を述べるものとする。

- （1）町民参画の実施状況に関する事項
- （2）この条例の運用状況に関する事項
- （3）町民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- （4）この条例の見直しに関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、町民参画に関する基本的事項

[町民自治推進委員会の組織・委員報酬・任期]

○委員会の組織

町民自治推進委員会は、次の区分により町長が委嘱した 12 名以内の委員で組織

- 1) 住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- 2) 学識経験のある方
- 3) 地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- 4) その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

○任期

委嘱の日から 2 年間（令和 8 年 7 月 14 日～令和 10 年 7 月 13 日）

○報酬

非常勤特別職の報酬・費用弁償条例に基づき報酬をお支払いします。

[1 回につき 3,000 円（委員長は 3,500 円）]

○費用弁償

非常勤特別職の報酬・費用弁償条例に基づき費用弁償（車賃）をお支払いします。

[お住まいの地域毎に規定される距離数に応じたお車代（@37 円/km）]

NO	地区名	早来総合庁舎までの距離	追分総合支所までの距離
3	安平(安平駅)	7km	7km
4	逢溪(逢溪駅)	6km	18km
5	早来瑞穂(みずほ館)	9km	9km
6	早来緑丘(緑丘会館)	8km	10km
7	早来守田(守田小跡地)	4km	13km
8	東早来(すずらん橋)	3km	11km
9	早来北進(北進会館)	2km	12km
10	早来新栄(第1新栄会館)	3km	16km
11	早来新栄(第2新栄会館)	5km	18km
12	早来源武(源武会館)	6km	19km
13	早来富岡(種苗管理センター)	6km	18km
14	追分本町・追分花園・追分若草・追分柏が丘・追分緑が丘・追分青葉・追分白樺・追分中央	13km	0km
15	追分旭(旭神社)	22km	9km
16	追分向陽(旭陽会館)	20km	7km
17	追分美園(慶町橋)	16km	3km
18	追分春日(明春辺神社)	10km	5km
19	追分弥生(明春辺会館)	11km	4km
20	追分豊栄(豊栄会館)	11km	3km

[町が町民自治推進委員会の委員の皆様に期待すること]

①安平町まちづくり基本条例の運用状況等のチェック

この基本条例では、行政（役場）と町民が一緒になってまちづくりを進めるための様々なルールを定めています。このルールがちゃんと守られているかなど、運用チェックを行う役割があります。

－こんな意見を求めています－

まちづくり基本条例に定められている内容がきちんと行われていないと思う。
もっと子どもを意識した方が町民の協力が得られると思う。
条例で定めた内容が町民生活に合っていないから、直したほうが良いと思う。

②安平町町民参画推進条例の実施状況等のチェック

役場が、町民生活に影響する事務の変更や多額の費用が必要な公共事業を行う場合には、役場が実施決定する前に町民から意見を聴くというルールを定めています。町民からの意見をきちんと反映できているか、意見の聴き方に問題はないかなど、運用チェックを行う役割があります。

－こんな意見を求めています－

違う方法で意見を聴いた方がもっと意見を集められたのでは？
この事業は、先に意見を聴くべきじゃなかったの？
もっと多くの人が参加しやすいワークショップを考えたほうが良いと思う。

②安平町町民自治推進委員会（第1期～第5期）のこれまでのあゆみについて

1期委員会（平成29年2月20日提出）提言書

①町民参画手続のさらなる標準化について

- ・ 条例改正や職員マニュアルの充実
- ・ 標準スケジュールの例示 など

②審議経過の積極的な公開について

- ・ 各種審議会等の会議録を公開するページを設け、審議経過や結果の共有を図る

【提言に基づく対応】

- ・ 町民参画手続に係る職員マニュアルの適宜修正や庁舎内周知の実施。
→ 庁舎内における標準化を図る

第2期委員会（令和元年7月12日提出）提言書

①自治会・町内会の再生及び活性化について

- ・ 自治会・町内会を取り巻く各種問題の解決に向け、地区別計画の策定やまちづくり事業支援交付金などの財源支援策を継続的に講じること。

②町民自治推進委員会条例の見直しについて

- ・ 会議における発言のしやすさ、グループワーク等による調査審議の深まりや継続性を向上させることを目的としてコンパクトな委員定数とすること。

③審議経過の積極的な公開について【第1期から継続案件】

【提言に基づく対応】

- ・まちづくり事業支援交付金、コミュニティ復興支援事業交付金（R1～R3）の予算化
- ・地区別計画策定に向けたプロジェクトチームの発足
- ・町民自治推進委員会条例の改正（20名以内→12名以内に変更）
- ・各種審議会等における会議録の公表（R4.8.1より町HPにて公開）

第3期委員会（令和4年7月13日提出）**申送書**

①「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

- ・子どもの権利やまちづくりの参画について明確に謳われていないため、まちづくり基本条例の見直し・検討をすること。

②成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

- ・町民参画関連条例における年齢要件の見直し・検討をすること。
- ・【付帯意見】18歳までと限定⇒理念との矛盾が生じる。18歳以下まで拡大は不要 など

【申送書に基づく対応】

- ・申し送り事項について、次期委員内で継続審議

第4期委員会（令和6年7月13日提出）**提言書**

①「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

- ・子どもの権利実現と子どもの社会参画という「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の理念を盛り込むことを検討すること。
- ・全世代を指して広く「町民」と表現されることから、CFCIの理念に基づき「子ども」の位置づけを明確にするよう検討すること。
- ・18歳未満の子どもに関しては、検討が進められる「（仮称）子どもの教育環境条例」の中で規定し、双方の条例が補い合い、連携する仕組みとなるよう検討すること。

②成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

- ・次のものについて「満20歳」とあるのを「満18歳」へ変更する検討すること。
- ・町民参画推進条例、町民自治推進委員会の委員の選定方法等に関する要綱

【提言に基づく対応】

- ・今後策定される予定の「（仮称）子どもの教育環境条例」の状況に合わせて、まちづくり基本条例の改正について検討することとされた。
- ・町民自治推進委員会の委員の選定方法等に関する要綱の改正（対象満20歳→満18歳）

令和8年7月24日

安平町長 及川 秀一郎 様

安平町町民自治推進委員会
委員長 高村 みずほ

提 言 書

第5期の町民自治推進委員会では、まちづくり基本条例及び町民参画推進条例に基づき「町民自らが考え行動する町民自治の実現」という目的にかなう、多様な人々や団体が協働によってまちづくりが進められ、役場の取り組みにも住民が参加することが促されているかどうかなどの視点で、各種の調査審議を行って参りました。

2年間の任期満了にあたり、これまでの活動の中で見いだされた内容についてまとめましたので、今後のよりよい安平町のためにとの願いを込めて、提言申し上げます。

記

安平町町民自治推進委員会条例第2条で、私たちが行うべき任務である「所掌事項」ごとに整理して、次の通り提言します。

(1) まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項について

【提言内容】

①参加しやすい役場の会議

まちづくりを進める上で、「町民と職員のコミュニケーション」が重要なのは、言うまでもありません。そこで、役場で行われる会議などは、町民がより気軽に参加できる「雰囲気作り」や、専門用語・カタカナ言葉への配慮を含めたわかりやすい「議題の設定や資料の作成」に引き続きご配慮いただきたいと思います。



②「担い手」を増やすための活動

まちが元気になるためには、まちで様々な活動を行うたくさんの「担い手」が必要です。広報紙やSNS、あびらチャンネルなどの広報媒体を引き続き活用しながら、学びの支援と啓発に取り組んでいただきたいと思います。

【理由】

まちづくり基本条例第17条では「職員と町民のコミュニケーション」の重要性に、第18条では町民同士がつながるための「コミュニティづくり」とその「担い手育成」の大切さに言及しています。

また、「町民がまちづくりの主役」と位置づけて町民・行政（町長を含む役場）・議会が対等な立場で協働し、情報を公開してみなさんと共有した上で、様々な取り組みに関わっていただくことを通して、町民一人ひとりが夢を育み、学び合い、安心安全に暮らすことができるまちの実現を目指しています。

そのために必要なことは何かを考え、まとめたものです。

（２）町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項について

【提言内容】

①子どもにやさしいまちづくり

まちづくり基本条例や町民参画推進条例などに規定される「町民」とは、当然に「子ども」を含むものであるということを改めて確認し、特に子どもたちに直接影響の及ぶ遊びや学びに関することを決めるときは、必ず当事者としての子どもたちや、その保護者のみなさんに直接意見を聞くよう、引き続き努力を重ねていただきたいと思います。



②町民の意見を直接聞く場としての町民自治推進委員会

町民からその取り組みに関する意見を直接聞くための「パブリック・コメント」が実施されても、意見が寄せられない事例がいくつか見られました。そこで、町民参画推進条例に規定される「審議会等」の一つとして、私たち町民自治推進委員会を活用していただき、形式的な手続きにとどまらない、本質的な町民のまちづくりへの参加を実現していきたいと考えます。

③参加しやすいパブリック・コメント

町民がパブリック・コメントへ参加しやすくするために、「安平町 LINE 公式アカウント」を活用して周知することが重要だと考えます。

【理由】

町民参画推進条例では、町民がまちづくりに参加するための基本的な事項を定め、町民と行政の協働によるまちづくりを進めることが目的とされています。また、安平町ではこれまで「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の理念を大切にしてきました。今後予定される「（仮称）子どもの教育環境条例」で子どもの権利について規定する際には、まちづくり基本条例との整合性を図るよう第３・４期の委員から提言されています。

町民のまちづくりへの参加は、条例に基づき形式的・手続き的に促されるということは本質でなく、実質性を追求するべきであると考えています。

以上です。

町民自治推進委員会 第5期 活動を開始しました

この委員会は、まちづくりへの町民参画と協働をより深めるために「安平町まちづくり基本条例」や「安平町町民参画推進条例」が制定された後も「きちんと運用されているか」「修正するべきところはないか」など、町民の皆さんの視点でチェックを行うために設置しています。

令和6年7月14日からの2年間、第5期目の委員として委嘱させていただき、10月1日に1回目の委員会を開催しました。今後は下記委員の皆さんと活動を進めていきます。

■組織について

町民自治推進委員会は、次の区分で町長が委嘱した12名以内の委員で組織されます。

- 1号 住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- 2号 学識経験のある方
- 3号 地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- 4号 その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

■町民自治推進委員（第5期）

	委員氏名（敬称略）	かな	区分
1	澤田 和輝	さわだ かずき	1号
2	比呂 麻衣子	ひろ まいこ	1号
3	関根 悠希	せきね ゆき	1号
4	高村 みずほ	たかむら みずほ	1号
5	石井 都央子	いしい とおこ	1号
6	反田 京子	たんだ きょうこ	1号

	委員氏名（敬称略）	かな	区分
7	且見 暁	かつみ あきら	2号
8	新沼 光雄	にいぬま みつお	3号
9	山下 美樹	やました みき	3号
10	横澤 健二	よこざわ けんじ	3号
11	真保 立至	しんぼ たつし	3号
12	板垣 来夢	いたがき らむ	4号



前列左から：新沼委員、真保委員、横澤委員
後列左から：反田委員、関根委員、比呂委員、
板垣委員、高村委員
(当日欠席：澤田委員、石井委員、且見委員、山下委員)



1回目の委員会にて、互選により、
委員長に高村委員、副委員長に関根
委員が選出されました。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751



安平町物産館からのお知らせ

住所：安平町早来大町 199 番地 1 (JR 早来駅横)

道の駅あびら D51 ステーション

D51 ベーカリー出張販売！

11月19日(火)

11時～14時 (売り切れ次第終了)

町民自治推進委員会 ワークショップを開催しました

この委員会は、まちづくりへの町民参画と協働をより深めるために「安平町まちづくり基本条例」や「安平町町民参画推進条例」が制定された後も「きちんと運用されているか」「修正すべきところはないか」など、町民の皆さんの視点でチェックを行うために設置しています。

今回は、第2回目の委員会として、12月4日に早来学園まなびお図書室にて開催された「ワークショップ」についてご紹介します。

■ワークショップの内容と結果

まちづくり基本条例「町民自ら考え行動する町民自治の実現」に向け「批判せず、自由に」を基本ルールとしてワークショップを行った結果、下記のような意見などが出ました。



関心を持っている「まちの取り組み」

- ・「あびらチャンネル」
番組表が欲しい、見たいものが見られない、さらなる活用が必要。
- ・「あびら教育プラン」
どんなことを行っているのか、もっと情報を知りたい。
- ・「ワークショップのような意見交換の場」
意見交換の場が増えたことで、町に活気があり、若年層が意見を発言しているのが良い。
役場職員がその場に参加することで、地域の声を聞き取ることができる。

自治会、消防団、PTA、学校、こども園、役場の活動内容などについて

- ・自治会や町内会が高齢化し、担い手不足（若い人の不参加）を感じる、班長の仕事が多い。
- ・消防団の活動内容が知りたい。
- ・安平小学校、遠浅小学校が無くなったことへの不安。
- ・学校給食について興味がある。
- ・追分高校の活性化により、地域のつながりを強くする。
- ・追分地区と早来地区の教育環境の差を感じる。

「子どもの意見表明権」 「こどもにやさしいまちづくり」について

「こどもにやさしいまちづくり」の根底には「みんなにやさしいまちづくり」がある。
「どんな町に住みたいか」というアンケートを取り、問題を解決することで「みんなに優しいまちづくり」を進められるのではないかと。



その他意見として出た 「意見」や「要望」など

- ・幼児を遊ばせる場所が無いと、公園の整備などが必要。
- ・追分地区への賃貸住宅確保。
- ・鉄道など公共交通の維持、存続が心配。
- ・イベントが多くあるのは良いことだが、団体やイベントが増えたからこそ、主催者などが分からない。また、参加者の取り合いになっていないか。

次回以降の町民自治推進委員会では、上記の意見などを活用した議論を長期的に進めていきます。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751

町民自治推進委員会 活動報告

この委員会は、町の憲法と言われる「まちづくり基本条例」の理念に基づき「町民自ら考え行動する町民自治の実現」をテーマに、町長が委員に対して「町民の皆さんが自ら考えさまざまな活動ができているか」「それを町が支援できているか」などについて、調査研究していただくために設置しています。

今回は、今年度第1回目の委員会として、4月30日に追分地区にあるコミュニティスペース「ENTRANCE（エントランス）」で開催した内容をご紹介します。

■ワークショップの内容と結果

町民の皆さんがまちづくりへより参画しやすくするためには「町民同士が交流できる拠点」と「たくさんの情報発信」が重要という仮説をもとに、委員の皆さんの関心が強かった「ENTRANCE」と「あびらチャンネル」について、活動する方々から直接お話を聞き、意見交換を行いました。



当日の「ENTRANCE」の様子

追分地区コミュニティスペース「ENTRANCE」

- ・「集まる、話し合う、創り出す」をテーマに、この場所を未来への入り口と捉え、運営されている。
- ・「寄り添い、ともに進む」ことで、まちづくり（町の未来）への支援をしていきたいと考えている。
- ・午前中はご年配の方たちが会議をし、放課後は小学生たちが訪れ、高校生が宿題や読書をする姿も見られる。シェアオフィスとしても2社入居中であり、多世代の利用があることが分かる。

▶以上のことから「いつ来ても良い、いろいろ受け入れてくれる」まちづくりの重要拠点として機能していることを確認した。委員からは「アピールの重要性」への指摘と「自ら積極的に利用している」という意思表示があった。

「あびらチャンネル」

- ・防災情報の発信を主目的に導入され、平成30年北海道胆振東部地震では実際に活用された。
- ・平時から身近に感じてもらうため、番組制作を民間業者へ委託しており、再放送番組は不要との町民の声を考慮していきたい一方で、これまでの町の歩みを知ることができるという、特に移住者にとっての大きな価値があるとの見方もある。
- ・役場のみならず、地域の各種団体と協力し、1人でも多くの町民に「まちづくりに貢献したい」と思ってもらえるような取り組みを続けたいという説明があり、住民参画がとても意識されている。

▶以上のことから、委員から次の意見が出された。

- ・「身近な人が出演している」と口コミで広がっていることから、今後もこうした広がりが重要であり「みんなで意識して見る」ことが大切ではないか。
- ・番組表のPRの方法を検討してみてもどうか（LINEを活用するなど）。
- ・番組について「感想を言える仕組み」があれば良いと感じた。
- ・なり手不足に課題がある活動や、ボランティア活動を取り上げることで、「イメージの向上」「生きがい支援」ができるのではないか。

今後も引き続き、町民の皆さんの「まちづくりへの参画状況など」について調査を進めます。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751

町民自治推進委員会 活動報告

この委員会は、町の憲法と言われる「まちづくり基本条例」の理念に基づき「町民自ら考え行動する町民自治の実現」をテーマに、町長が委員に対して「町民の皆さんが自ら考えさまざまな活動ができているか」「それを町が支援できているか」などについて、調査研究していただくために設置しています。

今回は、今年度第2回目の委員会として、9月5日に「早来学園まなびお」で開催した内容をご紹介します。

■ワークショップの内容と結果

委員の皆さんも自ら行動し、まちのさまざまなことに関心を持って学び、話し合うことで課題を洗い出すことを目的に、ワークショップなどを重ねています。

今回は、町民がまちづくりに参画しやすくするためには「まちを好きになってもらうこと」と「効果的な情報発信」が重要であるという仮説のもと、担当者と意見交換しました。



当日の「早来学園まなびお」での様子

アビライク、カケル・アビラプロジェクトについて

「子育て、教育の魅力化」を柱に人口減少対策に取り組んできましたが、働く場所の不足や若年層の転出といった構造的課題を解決するため、子育てと仕事の両立、若年層が働きたいと思える環境づくり、新たな価値の創造、認知度の向上を目指して取り組みが進められている旨の説明を受けました。その上で、次の2点についてアイデア出しを行いました。

①広報あびら9月号で配布された「アビライクカード」で得られる特典、サービスのアイデア

- ・ポイント還元率を50%に戻す、有効期限の延長
- ・公共施設の割引や町民証明書としての利用
- ・まつりでの割引や優先招待など、特別感を得られる特典

②カケル・アビラプロジェクトの「何かと何かを掛け合わせて新たな魅力を創造する」という趣旨に基づくアイデア

- ・道の駅を活用した地域物産展（遠浅、安平、追分、早来地区の特色を発揮）
- ・学校の利活用
- ・雪だるまの国際交流（暖かい地域の学校の子どもたちに雪だるまを送る）
- ・新商品開発（フルーツ大福、チーズメロンパンなど）

広報紙の改善について

これまで「元気に大きくな～れ!」「あなたの夢」などの企画や表紙写真の公募に取り組んできましたが、若い世代への情報発信不足やPDF版の認知度の低さ、情報量の多さ、記事の重複、紙面デザインの統一性の欠如といった課題があるとの説明を受け、意見交換を行いました。

- ・ホームページ版は町外出身者も読んでいるため、今後必要だと思う。
- ・今年の広報紙は内容が変わって良くなった。
- ・記事によって異なる場合があるため、文字サイズをそろえる必要がある。

今後も引き続き、町民の皆さんの「まちづくりへの参画状況など」について調査を進めます。

町民自治推進委員会 ～第5期活動報告～

この会議は、町民参画と協働まちづくりをより深めるため、「安平町まちづくり基本条例」などが制定された後も「きちんと運用されているか」など、町民の皆さんの視点でチェックするために行われています。

『町民自らが考え行動する町民自治の実現』をテーマに、令和6年7月からの2年間、無作為で選ばれた委員を中心に第5期目の委員が、合計7回にわたって調査・審議してきました。活動の集大成として、委員会でとりまとめた提言書を町長へ直接手渡し、任期を終えました。

■提案書手交式の様子（7月24日（金））



当日出席委員は、右から高村委員長・横澤委員

（当日欠席：関根副委員長・澤田委員・比呂委員・反田委員・且見委員・新沼委員・山下委員・真保委員・板垣委員）

このほか、町広報紙以外にも、会議終了後に町公式ホームページにおいて「会議録」を公開しています。

公開する会議録は、誰がどの発言をしたか特定できないようになっています。

詳細は、別添二次元コードまたは、「安平町 会議録」で検索し、「町民自治推進委員会」部分をクリックしてください。

